

処 分 基 準

B-r-12

令和4年5月25日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第25条第2項第2号
処 分 の 概 要 : 自動車運転代行業に対する営業の停止命令
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話 (052) 951-1611 内線 5124
備 考 :